



第 3号様式 (第 4条関係)

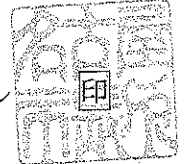
行政文書一部公開決定通知書

30 市室秘第 36 号
平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし




平成30年7月18日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

| | | | |
|-----------------|--|---|--------------|
| 行政文書の名称 | (1) 復命書 (2) 支出命令書 (いずれも平成30年6月13日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際のもの) | | |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時 | 平成30年 8 月 / 日 | 午前 時 午後 時 |
| | 場所 | 市民情報センター (市役所西庁舎1階) | |
| 行政文書の公開の方法 | 1 閲覧 | <input checked="" type="checkbox"/> 2 写しの交付 | 3 視聴 |
| 行政文書の一部を公開しない理由 | (2) については、請求にかかる文書を作成または取得しておらず、不存在のため。 | | |
| 備考 | <決定を行った所管課・公所> 市長特別秘書 TEL 052-972-3032 | | |

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

| | |
|--------|---|
| 供 覧 | 市長 |
| |  |

復命書

平成30年6月14日

名古屋市長 様

名古屋市長 河村 たかし
名古屋市長特別秘書 田中 克和



平成30年6月13日（水）におきまして、名古屋城天守閣整備事業に関する打ち合わせのために東京都千代田区に出張して参りましたので、その内容について下記の通り報告を致します。

記

1. 行程

平成30年6月13日（水）

名古屋駅（東海道新幹線）⇒ 東京駅（タクシー）⇒ 文化庁⇒

10時～10時30分 文化庁

（タクシー）⇒ 東京駅（東海道新幹線）⇒ 名古屋駅

2. 参加者

文化庁 文化財部長 山崎 秀保 様

文化財部 記念物課長 大西 啓介 様

文化財部 美術学芸課長 圓入 由美 様

名古屋市長 河村 たかし

名古屋城総合事務所 西野 輝一

名古屋市長特別秘書 田中 克和

以上

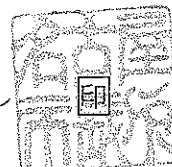
行政文書一部公開決定通知書

30 市室秘第 35 号
平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年7月18日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。


| | | |
|-----------------|--|--------------------------|
| 行政文書の名称 | (1) 復命書 (2) 支出命令書 (いずれも平成30年6月13日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際のもの) | |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日 時 | 平成30年 8 月 / 日 午前 時 午後 |
| | 場 所 | 市民情報センター (市役所西庁舎1階) |
| 行政文書の公開の方法 | 1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 | |
| 行政文書の一部を公開しない理由 | (1) については、請求に係る行政文書を取得、作成しておらず、不存在のため。 | |
| 備 考 | <決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053 | |









- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

支出命令書

歳 出

| | | | |
|--|------------------------|------------------------|---|
| 平成30年度 | 支出命令番号 0010601 内訳番号 01 | | |
| 主管 020101 市長室 秘書課 | | (020001) | |
| 予算種別 1 現年予算 会計 01 一般会計 款 02 総務費 項 01 総務管理費 目 01 一般管理費 大事業 12 秘書 中事業 01 秘書 小事業 01 秘書事務 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 46 普通旅費 | 科目コード 0007-930-090146 | | 支出命令年月日 平成30年 6月14日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 6月12日 変更 平成 年 月 日 |
| | 支出命令額 | | ¥41,060* |
| 前渡金受領者 502010101 整理番号 | | | |
| 職氏名 前渡金受領者 市長室 秘書課長 柄澤 克彦 | | | |
| 件名 確定旅費 6月13日 (市長、田中特別秘書：東京都千代田区) | | | |
| 支払先口座 | | | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |
| 口座名義人 | | | |
| 支出区分 6 確定前渡払 | | 支払方法 1 口座振替 | |
| 支出予定番号 | | 支払期限 (期日) 平成30年 6月22日* | |
| 確認印 | 上記の金額を領収しました。 | | 平成 年 月 日 |
|  | 職 | | |
| | 氏名 | | |
| | 名古屋市 | | (区) 会計管理者様 |

| | | | |
|------|---|---|---|
| 執行機関 | 支出命令 | 命令主管 | 事業主管 |
| |  |   |   |
| 出納機関 | 会計管理者 | 会計室 (区総務課) | |
| |  |   | |
| | | | 支払年月日 30. 6. 22 名古屋市会計管理者 |

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
 2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。



